

福島県鳥獣被害防止総合対策交付金事務取扱要領

(趣旨)

- 第1 この要領は、鳥獣被害防止総合対策交付金の実施について、次に定めるもののほか細部の事務取扱について定めるものとする。
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)
 - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)
 - 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)
 - 鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和4年3月31日付3農振第2333号農林水産事務次官任命通知。以下「国要綱」という。)
 - 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。)
 - 鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(平成19年3月31日付け19生産第9425号農林水産省生産局長通知。以下「国事務取扱」という。)
 - 鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年3月31日付け19生産第9426号農林水産省生産局長通知。)
 - 農業用機械施設の補助対象範囲の基準について(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知。)
 - 福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。)
 - 福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について(昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達)
 - 福島県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱(平成22年4月1日付け22農支第260号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。)

(事業実施計画の提出)

- 第2 事業実施主体の長は、国実施要領別記1の第4、別記4の第4及び別記7の第4で規定する事業実施計画並びに交付要綱別表「イノシシ等有害捕獲促進事業」の事業実施計画を第1号様式により作成し、事業実施計画承認申請書(第2号様式)により、国実施要領の各チェックシートを添付して福島県農林事務所長(以下「所長」という。)を経由し福島県知事(以下「知事」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業実施主体の長は、事業実施計画を提出する場合にあっては、国要領別記1の第4の1の(1)により作成する被害防止計画を添付するものとする。
- 3 知事は、審査の結果適当と認められるときは、所長を経由し事業実施主体の長に対し、承認を行うものとする(第3号様式)。
- 4 福島県農林事務所の域を越える広域的な交付事業者等(以下「直接交付事業者」という。)の長は、1、2の規定にかかわらず、直接知事に提出し、承認を受けるものとする。
- 5 交付要綱別表「イノシシ等有害捕獲促進事業」2の(2)について、地域の実情、地形条件、気象条件等やむを得ない事由によりの上限単価を超える場合、知事が整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で国要綱別表交付率の欄の上限単価を超えて助成すべきと認める場合は、第4号様式により、事業実施主体の長が所長を経由し知事と協議を行い、知事が必要と認めた場合に助成できるものとする。

(交付金の割当内示)

- 第3 国から交付金の割当内示を受けた農林水産部長(以下「部長」という。)は、予算の範囲内で所長に対し、交付金の割当内示を行うものとする(第5号様式の1)。

- 2 所長は、配分された交付金枠の範囲内で、事業実施主体の長に対し、交付金額を割当内示するものとする（第5号様式の2）。
- 3 部長は、直接交付事業者に対しては、1、2の規定にかかわらず、直接交付金額の割当内示をすることができるものとする（第5号様式の2）。

（交付金交付申請書の提出）

- 第4 事業実施主体の長は、第3の2の規定による交付金額の割当内示があったときは、別に指示された日までに交付要綱第4条第1項による交付金交付申請書を所長に提出するものとする。
- 2 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（交付金の交付の決定）

- 第5 知事又は所長は、交付対象事業にかかる交付金の交付を決定したときは、事業実施主体の長（以下「交付事業者等」という。）に対し交付決定通知書（第6号様式の書例を参照すること。）を交付するものとする。
- 2 所長は、交付金の交付を決定したときは、交付金交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

（着手制限）

- 第6 交付対象事業は、原則交付決定に基づき行うものとする。
- 2 1の規定にかかわらず事業実施主体の長は、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめ、所長の適正な指導を受けた上で、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止施設整備促進支援事業）の交付決定前着手届（国実施要領別記1の別記様式第5号）を所長に提出するものとする。また、交付要綱別表「イノシシ等有害捕獲促進事業」にあっては、交付決定前着手届（第7号様式）を所長に提出するものとする。
なお、交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、当該事業について、事業の内容が的確であり、かつ、交付金の割当内示を受けて着手するものとする。
その場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知のうえで行うものとする。
- 3 2の規定による提出を受けた所長は、必要性を検討のうえ、部長に写しを送付するものとする。
- 4 直接交付事業者の長は、2、3の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（入札結果報告・着工届）

- 第7 事業実施主体の長は、整備事業にかかる契約をしたときは、所長にすみやかにその結果を入札結果報告・着工届（第8号様式）により報告するものとする。
- 2 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（変更届）

- 第8 事業実施主体の長は、交付要綱別表に規定する重要な変更をする場合には、国要綱第14及び交付要綱第5条に基づいて行うものとするが、交付要綱第5条第1項に規定する軽微な変更を行う場合には、所長にすみやかに変更届（第9号様式）を提出するものとする。
- 2 直接交付事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。
- 3 所長は、1の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

（完了報告書）

- 第9 事業実施主体の長は、工事を伴う（機械等の発注を含む。）交付対象事業が完了し

たときは、竣工検査を行い所長にすみやかに竣工届（第10号様式）を提出するものとする。

- 2 1の規定による提出を受けた所長は、交付対象事業が適正に行われたことを確認し、すみやかに1の竣工届及び交付要綱第9条第3項による完了報告書の写しを部長に提出するものとする。
- 3 直接交付事業者の長は、1、2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（実績報告書）

- 第10 事業実施主体の長は、交付事業が完了したときは、交付要綱第10条第1項による交付金実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。
- 2 工事を伴う交付事業にあって、1の規定でいう必要な書類とは、出来高設計書、図面、工事写真等とする。
 - 3 所長は、1の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。
 - 4 直接交付事業者の長は、1、2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（事業実施状況報告書）

- 第11 事業実施主体の長は、国実施要領別記1の第5、別記4の第5及び別記7の第5の規定に基づき、事業実施状況報告書を、第11号様式により作成し部長が別に定める期限（事業実施年度の翌年度6月末日）までに、国実施要領の各チェックシートを添付して所長に提出するものとする。
- 2 1の規定による提出を受けた所長は、当該報告書の内容を検討し、必要に応じ事業実施主体に対して適切な措置を講じるとともに、写しを部長に提出するものとする。
なお、所長は、その検討した内容及び講じた措置について、部長に報告を行うものとする。
 - 3 直接交付事業者の長は、1、2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（事業評価報告書）

- 第12 事業実施主体の長は、国実施要領別記1の第6、別記4の第6及び別記7の第6に準じ目標年度の成果目標の達成状況について自ら評価を行い、部長が別に定める期限（被害防止計画の目標年度の翌年度7月末日）までにその結果を評価報告書（第12号様式）により作成し、所長に提出するものとする。
- 2 事業実施主体の長は、1の事業評価の結果、被害防止計画に定められた目標の達成率が70%未満である場合は、改善計画（国実施要領別記1の別記様式第4号）を作成し、その妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で、その内容を公表するとともに、所長に報告するものとする。
なお、この場合において事業実施主体の長は、目標年度を1年間延長し、再度、1の規定に準じ評価報告書を所長に提出するものとする。
 - 3 所長は、1及び2の規定による提出を受けたときは、その内容を点検評価し、写しを部長に提出するものとする。
なお、所長は、その評価内容について、部長に報告を行うものとする。
 - 4 直接交付事業者の長は、1、3の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。
 - 5 2において、改善計画実施期間内に被害防止計画目標の達成率が70%に達しない場合には、事業実施主体は被害防止計画を見直すものとする。

（成果確認検査）

- 第13 知事又は所長は、交付金実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」（平成6年4月1日付け6農第36号農林水産部長通知）に基づいて行うものとする。

（交付金の額の確定）

- 第 14 知事又は所長は、前項の成果確認検査により、交付金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定するものとする。交付金等の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」（昭和 50 年 1 月 27 日付け 50 農林第 14 号農地林務部長通知）又は「補助金等の額の確定について」（昭和 51 年 8 月 20 日付け 51 農政号外農政部長通知）に基づいて行うものとする。

（財産の処分等）

- 第 15 事業実施主体の長は、交付事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等適正化法に基づき処分等を行おうとする場合には、国事務取扱による各申請書を所長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 直接交付事業者の長は、1、2 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（その他）

- 第 16 所長は、鳥獣被害防止総合対策事業に係る前月までの執行状況を執行状況報告書（第 13 号様式）により、毎月 5 日までに部長に報告するものとする。

附 則

- [illegible]